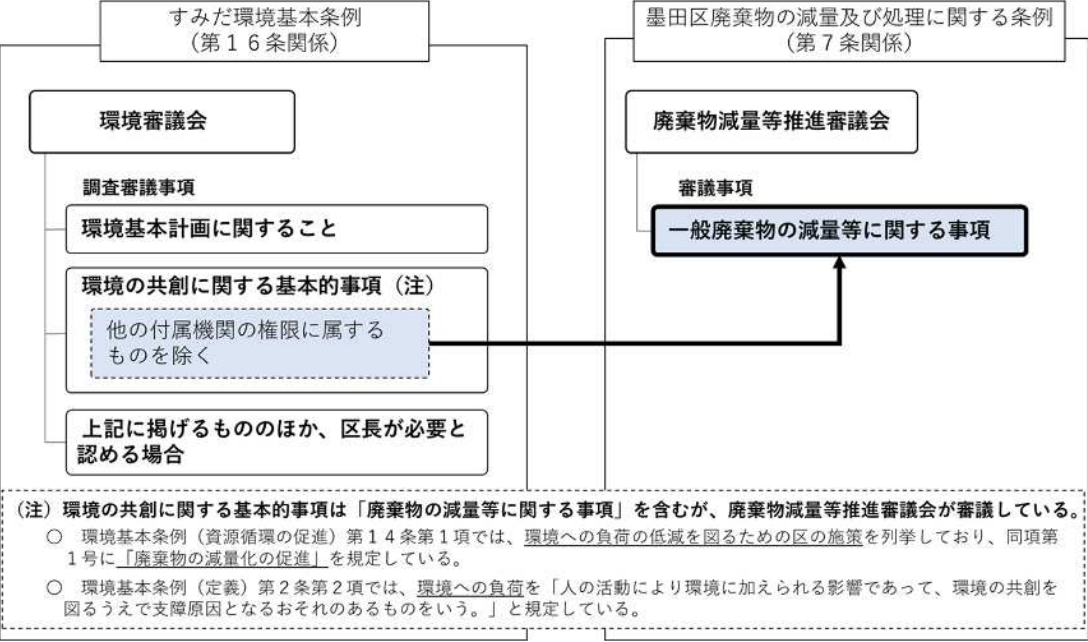
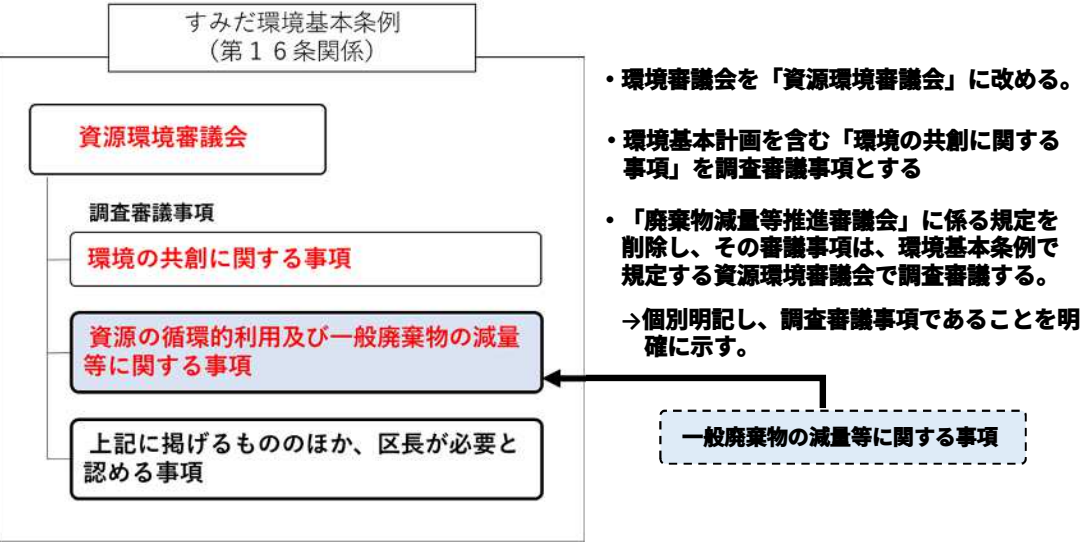


1 各審議会の調査審議事項

(1) 現行



(2) 再編・統合後(案)



2 再編・統合に伴う定数の見直し案(括弧内は現員)

委員構成	再編・統合後	現行			
	資源環境審議会	環境審議会		廃棄物減量等推進審議会	
学識経験者	5人以内	5人以内	(4)	構成人数に規定なし ※ただし、区民・学識 経験者・議員及び区職 員から区長が委嘱又は 任命	(2)
事業者・団体等	8人以内	8人以内	(5)		(5)
区民（公募）	7人以内		(3)		(7)
議員		2人以内	(2)		(2)
区職員					(1)
合計	20人以内	15人以内（14）		20人以内（17）	

(注) 資源環境審議会発足に伴い、区民公募を実施予定

3 すみだ環境基本条例等の一部改正案(抜粋)

(1) すみだ環境基本条例関係

- ア 審議会関係(第16条関係)
- ① 名称を「環境審議会」から「資源環境審議会」に改める。
 - ② 調査審議事項に「資源の循環的利用及び一般廃棄物の減量等に関する事項」を追加する等の規定の整備を行う。
 - ③ 委員の定数を「15人以内」から「20人以内」に改める。

(2) 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例

- ア 一般廃棄物の減量等に関する事項について、審議できる会議体を「廃棄物減量等推進審議会」から「資源環境審議会」に改める(第7条関係)。
- イ アの改正に伴う既定の整備を行う。

4 継続検討中の事項

- (1) すみだ環境基本条例の一部改正(審議会統合以外の箇所)
- 時代に合致していない部分や古い表現があるため、上記改正に合わせて改める方向で検討を進めている。
- (2) すみだ環境共創区民会議について
- 環境基本条例・規則に規定があるが、規定の整備(削除含む)・運営方法等の在り方について検討する予定